

## ○富山県消費者苦情処理委員会運営規程

(趣旨)

第1条 この規定は、富山県消費者苦情処理委員会規則（昭和56年富山県規則第2号）第5条の規定に基づき、富山県消費者苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 苦情処理委員会は、会長が次の場合招集をする。

- (1) 知事から消費者苦情を苦情処理委員会の調停に付する旨の通知を受けたとき。
- (2) 知事から訴訟に要する費用の貸付け及び訴訟活動に必要な資料の提供について、意見を求められたとき。
- (3) その他会長が必要と認めたとき。

(議長)

第3条 会長は議長として、苦情処理委員会の議事を整理する。

(意見の聴取等)

第4条 苦情処理委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、苦情処理委員会に出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(調停案の提示)

第5条 苦情処理委員会は、その議決を経て、調停案を作成し、当事者に対し提示することができる。

(調停の打ち切り)

第6条 苦情処理委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるとき、その他調停を継続する必要がなくなると認めるときは、その議決を経て、調停を打ち切ることができる。

(会議の公開)

第7条 苦情処理委員会の会議は、公開して行うものとする。ただし、苦情処理委員会において特に必要と認めたときは、この限りでない。

- 2 苦情処理委員会が調停を行う場合には、当事者及び参考人以外の者の出席を禁止することができる。

(部会の設置等)

第8条 会長は、知事から消費者苦情を苦情処理委員会の調停に付する旨の通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、苦情処理委員会の議決を経て部会を置き、当該事件を部会に付託するものとする。

- 2 会長は、緊急を要するためやむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、苦情処理委員会の議決を経ずして部会を置き、当該事件を部会に付託するものとする。この場合において、次の苦情処理委員会にその旨報告しなければならない。

(部会の会議)

第9条 部会長は、次の場合には部会を招集する。

- (1) 前条の規定により、会長から事件を付託されたとき。
- (2) その他部会長が必要と認めたとき。
- 2 第3条から第6条まで及び第7条第2項の規定は、部会に準用する。
- 3 部会長は、部会において調停を終了したときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(部会の調停)

第 10 条 会長は、あらかじめ苦情処理委員会の議決を経て、部会の調停をもつて苦情処理委員会の調停とすることができる。

2 会長は、緊急を要するためやむを得ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、苦情処理委員会の議決を経ずして、部会の調停をもつて苦情処理委員会の調停とすることができる。この場合において、次の苦情処理委員会にその旨報告しなければならない。

(報告)

第 11 条 会長は、第 9 条第 3 項の規定により、部会長から調停結果の報告を受けたときは、次の苦情処理委員会に報告しなければならない。

附則

この規定は、昭和 57 年 6 月 17 日から施行する。